

番号順に太枠の中をご記入ください。

住民票・印鑑・税証明等交付申請書/戸籍等交付請求書

本人確認	1点	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバー(写真付住基)カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> ()
	2点	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 介護保 <input type="checkbox"/> 後期保 <input type="checkbox"/> 通帳類 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 身分証明 <input type="checkbox"/> ()

1 令和 年 月 日 音更町長 あて ※窓口に来た方(申請者)には、「本人確認」をさせていただきます。
※同居の親族以外の方が住民票の交付を受けるには、委任状が必要です。

2 窓口に来た方(申請者)	ふりがな	生年月日	住所
	氏名	大・昭・平・令 西暦(外国人の方) 年 月 日	

4 申請者と請求者との関係

本人 配偶者
親子 祖父母と孫
同居の親族
同じ世帯の方
委任を受けた方
その他 ()

※使用目的・提出先など

3 どなたの分が必要ですか(請求者)	<input type="checkbox"/> 上記申請者と同じため記載を省略します。		<input type="checkbox"/> 上記住所と同じため記載を省略します。	
	ふりがな	生年月日	<input type="checkbox"/> 住本籍所地	筆頭者
氏名	大・昭・平・令 西暦(外国人の方) 年 月 日		氏名	※戸籍を請求する場合は筆頭者欄を記入してください。 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)

※印鑑証明を請求される場合は、印鑑登録証の提出をお願いします。

5 何がどれだけ必要ですか	【住民票・印鑑証明書等】		【戸籍関係証明書等】		【所得・納税・評価証明書】 ※各種300円				
	住民票(除票)	世帯全員 300円: 通	戸籍	全部事項証明 [謄本] 450円: 通	所得証明 ()年分 通	所得課税証明 ()年分 通		完納証明 通	
		世帯一部 300円: 通		個人事項証明 [抄本] 450円: 通		課税証明 ()年分 通		完納証明 通	
	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> マイナンバー ※記載が必要な項目の <input type="checkbox"/> に✓をつけてください。 マイナンバーの記載が必要なときは上記4の欄に「使用目的」と「提出先」を記入してください。		改製原戸籍(昭和・平成)	全部事項証明 [謄本] 750円: 通	納税証明 ()年度 通				
	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> マイナンバー ※記載が必要な項目の <input type="checkbox"/> に✓をつけてください。		除籍	個人事項証明 [抄本] 750円: 通	納税証明 [町道民・固定・国保・後期・介護・()]: 通				
	住民票記載事項証明書	300円: 人	戸籍の附票(現在・除籍・改製原)	全部事項証明 [謄本] 750円: 通	評価証明 通	土地家屋 (所在地) 音更町	土地家屋 (所在地) 音更町		
	住民票コード再交付	無料: 通		個人事項証明 [抄本] 750円: 通			公課証明 通	土地家屋 (所在地) 音更町	
	印鑑登録証明書	300円: 通	全員	全部事項証明 [謄本] 750円: 通	家屋証明 通	【その他の証明書等】			
	印鑑登録証再交付	300円: 件	一部	全部事項証明 [抄本] 750円: 通	無職無収入証明 300円: 通				
	【マイナンバーカード】		身分証明書	300円: 通	営業証明 (法人・個人) 500円: 通				
カード再交付	800円: 件	受理証明書	350円: 通	建築証明 300円: 通					
電子証明書発行	200円: 通	受理証明書(特別様式)	1400円: 通	建築証明 1300円: 通					
		戸籍記載事項証明書	350円: 通	() 円: 通					
				() 円: 通					

※生活保護受給者資格 有 (有の場合は、○で囲んで下さい。手数料が無料となります。)

※偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(住基法第46条)

合計 円